



# 身近な「税金」について考えよう



税金には、課税主体が国である「国税」と、地方公共団体である「地方税」があります。

「国税」には、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税などがあり、「地方税」には、住民税、事業税、固定資産税、地方消費税、自動車税種別割などがあります。

地方税は、私たちの生活に身近な行政サービスを賄うため、市民の皆さまに広く共同して負担していただくものであり、地域社会を支える重要な財源となっています。例えば、小松島市では、市民の皆さまから納めていただいた住民税は子育て支援施策などの福祉事業や生活の基盤を守るインフラ整備・修繕などの用途に使われています。

徳島県と県内全市町村は、税の公平性の確保の観点から、地方税の収入未済額を縮減するべく、連携を密にして、共通する課題の解決策や協働行動等についての検討を行い、徴収技術の向上に努めています。

また、取組の一環として、毎年、11月・12月を「県下一斉徴収強化月間」と設定し、県と市町村が連携した徴収対策を集中して実施、広報することにより、徴収率の向上と収入未済額の縮減を図るとともに、地域社会に滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納の抑制を図っています。



## 『県下一斉徴収強化月間』のお知らせ

～市税は必ず納期限内に納めましょう～

### 滞納処分(差押)とは？

納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状・催告状を発送します。それでも納付がない場合には、財産調査、給与照会などを行い、差押などの滞納処分を執行します。

※差押は、処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

### まずは税務課に早めの納税相談を！

納期限内に納付が困難な理由がある場合には、お早めに市税務課納税担当までご相談ください。

平日、お仕事などで来庁、連絡が困難な方は、延長窓口(事前に電話で予約が必要)、日曜窓口(原則毎月第4日曜日)も実施していますので、ご利用ください。

### 納税相談は...

市税務課 納税担当(市役所1階) ☎32・3928/FAX33・3401  
✉nouzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 市税等のお支払いは口座振替が便利です！

市では、納付忘れを防ぐため、便利な口座振替による納付をおすすめしています。

口座振替なら支払の  
たびに外出する必要  
がなくなるぼん！

口座振替なら期限  
内納付が可能です！  
延滞金のリスクを  
減らせるぼん！



### 口座振替できるもの

- 軽自動車税種別割
- 固定資産税
- 市県民税(普通徴収分)
- 国民健康保険税
- 介護保険料  
(65歳以上の被保険者・普通徴収分)
- 後期高齢者医療保険料



金融機関窓口へ直接お越しいただけない方には、税務課へ申込書を郵送することで手続きができます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。税務課納税普及担当(32・3928)にご相談ください。

市ホームページはこちら▶

